

意見書(案)

中東情勢に伴う原油価格高騰等による生活・産業への影響緩和を求める意見書

今般の中東情勢の緊迫化により、原油をはじめとするエネルギー価格や国際物流の動向が不安定化し、我が国の経済や国民生活に深刻な影響を及ぼしている。とりわけ、移動の多くを自家用車に依存する地方においては、その影響は都市部以上に大きく、住民生活や企業活動の基盤を揺るがしかねない。

さらに、地域経済を支える製造、農林水産、建設、運輸をはじめとする多くの産業や、教育、医療などの現場において、物資不足が顕在化し、事業活動に深刻な支障が生じているほか、医薬品や生活必需物資など、地域住民の生命・生活を支える重要物資の需給不安も生じている。

よって、国においては、地方の実情を十分に踏まえ、エネルギー価格高騰への対策や重要物資の安定供給、中小・小規模事業者の事業継続に向けた財政措置など、総合的かつ実効性のある対応を早急に講じることを強く要望する。

記

- 1 エネルギー供給や国際物流の動向に迅速に対応できる危機管理体制強化とともに、地方自治体や企業の適切な判断につながる迅速かつ正確な情報提供を行うこと。
- 2 石油由来製品をはじめとする物資の需給状況の可視化、正確な情報発信並びに流通の目詰まり解消を一層推進し、地域住民の不安を抑え、市場の安定を確保すること。
- 3 都市部以上に自家用車依存度が高いなど、地方特有の事情を踏まえた価格高騰の抑制策と負担軽減策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
財務大臣
文部科学大臣 あて
厚生労働大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
経済産業大臣
内閣官房長官

山形県議会議長 田澤伸一

以上、発議する。

令和8年7月3日

提出者 山形県議会議会運営委員長 能登淳一

意見書(案)

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書

冬季観光の重要な柱であるスキー場関連産業の発展にこれまで貢献してきた軽油引取税の課税免除制度は、令和9年3月末までの時限措置となっている。

軽油引取税の課税免除措置は、道路の利用に直接関連しない機械等に使われる軽油を対象として、本県の基盤産業である農林水産業のみならず、索道、船舶、鉄道、製造業など幅広い事業において認められてきたところである。

スキー場関連産業では、スキー場の運営にあたって索道事業者が使用するゲレンデ整備車、降雪機等に使う軽油が課税免除措置の対象となっており、この措置が廃止されれば経営が圧迫され、ひいては地域の観光振興及び経済に悪影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、令和9年4月以降も軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 あて
財務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

山形県議会議長 田澤伸一

以上、発議する。

令和8年7月3日

提出者 山形県議会総務常任委員長 遠藤和典